

# 社会福祉法人 武芸会

## 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 寿和苑 重要事項説明書

特別養護老人ホーム寿和苑は、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。  
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事項について次のとおりご説明いたします。

### 1. 事業の目的と運営方針

社会福祉法人武芸会（以下、「武芸会」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）寿和苑（以下、「寿和苑」という。）は、介護保険法令に従い、寿和苑の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

### 2. 武芸会の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 武芸会
- (2) 法人所在地 岐阜県 関市 武芸川町 跡部 1555番地1
- (3) 代表者氏名 理事長 河内美文
- (4) 設立年月日 平成 4年11月 2日
- (5) 電話番号 0575-46-1131

### 3. 寿和苑の概要

#### (1) 施設の概要

- ① 指定番号 2170900084
- ② 施設の名称 特別養護老人ホーム 寿和苑
- ③ 施設所在地 岐阜県 関市 武芸川町 跡部 1555番地1
- ④ 施設長氏名 河内佳織
- ⑤ 開設年月日 平成 5年10月25日
- ⑥ 電話番号 0575-46-1131
- ⑦ FAX番号 0575-46-1132
- ⑧ 利用定員 80名

#### (2) 設備の概要

##### ① 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	11	90.8 m <sup>2</sup>	8.2 m <sup>2</sup>
2人部屋	2	33.0 m <sup>2</sup>	8.2 m <sup>2</sup>
4人部屋	22	843.27 m <sup>2</sup>	9.5 m <sup>2</sup>

② 主な設備

設備の種類	数・その他備考
食堂	2
機能訓練室	1
医務室	1
浴室	特殊浴槽2・一般浴槽1

(3) 職員の配置状況

寿和苑では、利用者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

一 管理者 1人(常勤)

寿和苑の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、理事長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。

二 医師 1人以上(嘱託)

入所者の健康管理及び療養上の指導を行います。

三 生活相談員 1人以上(常勤)

入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

四 看護職員(看護師若しくは准看護師) 3人以上(常勤換算)

入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

五 介護職員 看護職員と介護職員の合計が、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上(常勤換算)

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

六 管理栄養士または栄養士 1人以上(常勤)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。

七 機能訓練指導員 1人以上(常勤)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八 介護支援専門員 1人以上(常勤)

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

※ 前記の他、必要がある場合はその他の従業者を置きます。

(主な職員の勤務体制)

従業員の職種	勤務体制	
管理者	日勤	8:30 ~ 17:30
医師	毎週 金曜日	14:30 ~ 15:30
生活相談員 介護職員 看護職員 管理栄養士 機能訓練指導員 介護支援専門員	早番①	6:00 ~ 15:00
	早番②	7:00 ~ 16:00
	早番③	7:30 ~ 16:30
	早番④	8:00 ~ 17:00
	日勤	8:30 ~ 17:30
	遅番①	9:00 ~ 18:00
	遅番②	10:00 ~ 19:00
	遅番③	10:30 ~ 19:30
	遅番④	11:00 ~ 20:00
	遅番⑤	13:00 ~ 22:00
	夜勤①	16:00 ~ 10:00
	夜勤②	22:00 ~ 7:00

#### 4. 施設サービスの概要

##### (1) 介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設サービス計画は、介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者または身元引受人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。</li> <li>施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。</li> <li>原則として6月に1回以上、若しくは利用者または身元引受人の要請に応じて、介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者または身元引受人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。</li> <li>施設サービス計画を作成または変更した場合には、利用者または身元引受人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。</li> </ul>
介 護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭は週2回以上行います。</li> <li>適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。</li> <li>おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。</li> <li>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。</li> <li>その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。</li> </ul>
食 事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>【食事時間】 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00</p>
相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の 便宜	<p>教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者またはご家族が行うことが困難であるときは、同意を得たうえで代行する場合があります。</li> <li>常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。</li> <li>利用者の外出の機会を確保するように努めます。</li> </ul>
機能訓練	<p>機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減衰を防止するための訓練を実施します。</p>
栄養管理	<p>利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。</p>
口腔衛生の 管理	<p>歯科医師または歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。</p>
健康管理	<p>医師または看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。</p>

(2) 介護保険の給付対象外となるサービス等

- ① 理美容等：実費  
理美容師の出張による理髪等をご利用いただけます。
- ② 日常生活上必要となる諸費用：実費  
日常生活用品等の購入について手配いたします。
- ③ レクリエーション・行事等：実費  
ご希望により参加していただきます。必要な経費についてご負担いただきます。
- ④ 金銭等の管理：40円/日  
やむを得ない場合に限り、預金通帳、銀行印の保管及び金銭管理をさせていただきます。
- ⑤ 所持品の管理：無償  
後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証等の保管管理をさせていただきます。
- ⑥ 家族会費：2,000円/月
- ⑦ 特別な食事：実費

※ 医療費については、配置医による健康管理や療養指導については、介護保険給付サービスに含まれています。それ以外の医療行為及び他の医療機関による往診や通院等で受診された場合は、医療保険適用となり別途自己負担していただきます。

5. 利用料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額としています。法定受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載された割合の額とします。

別紙「特別養護老人ホーム寿和苑料金表」に示す金額を負担いただきます。料金に変更がある場合は、あらかじめお知らせいたします。

6. 利用料金の支払い方法

- (1) 岐阜信用金庫に口座を開設してください。
- (2) 毎月、月末締めで処理させていただき、翌月の23日（金融機関が休日の場合は、23日以降の直近営業日）に開設口座から口座振替にてお支払いいただきます。

7. 寿和苑を退所いただく場合

(1) 利用者の退所

寿和苑利用契約書には、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 武芸会が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により寿和苑を閉鎖した場合
- ④ 建物等の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 寿和苑が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者または身元引受人から退所の申し出があった場合
- ⑦ 寿和苑から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から寿和苑へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 寿和苑の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 寿和苑若しくは従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 寿和苑若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 寿和苑若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、寿和苑が適切な対応をとらない場合
- (3) 寿和苑からの申出により退所していただく場合  
以下の事項に該当する場合には、寿和苑から退所いただく場合があります。
  - ① 利用者または身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ② 利用者または身元引受人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ 利用者または身元引受人が、故意又は重大な過失により寿和苑又は従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ④ 利用者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
  - ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

## 8. 入院時の対応

- (1) 入院期間が3か月以内の場合  
退院後も継続しご利用いただくことが可能です。ただし、この間において契約の継続に関し相談することは可能です。
- (2) 入院期間が3か月以上の場合  
原則、契約を解除させていただきます。
- (3) 入院期間中の費用  
入院中であっても、外泊時加算、居住費、金銭管理費、家族会費についてはお支払いいただきます。
- (4) 再入所等  
入院等により退所された利用者の病状等が回復し、寿和苑への再入所を希望される場合には、寿和苑は、再入所または併設施設の利用が優先的にできるよう努めます。

## 9. 円滑な退所のための援助

- 利用者が寿和苑を退所する場合には、利用者の希望により、寿和苑は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を利用者に対して速やかに行います。
- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
  - (2) 居宅介護支援事業所の紹介
  - (3) その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 身元引受人等について

- (1) 利用者は、寿和苑の利用に際し、身元引受人を選任するものとします
- (2) 身元引受人の変更は可能とします。この場合速やかに変更の手続きを行うこととします。
- (3) 身元引受人は、この契約に基づく利用者の寿和苑に対する一切の責任及び義務につき、利用者と同帯して履行する責任を負います。また、以下の各号に対し、責任と義務を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院又は通院する場合、円滑に進行できるようその手続きに関して協力すること。
  - ② この契約が終了する場合、寿和苑と協力して利用者の状態に見合った受け入れ先の確保に努めること
  - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引受け、その他必要な措置をとること
  - ④ 寿和苑の利用料金の支払いが円滑に行われるよう、利用者と協力し連帯して責任を負うこと
  - ⑤ 寿和苑が利用者に施設サービスを提供するにあたり、可能な限り協力すること

## 11. 寿和苑をご利用いただく際の留意事項

寿和苑をご利用いただくにあたり、利用者の共同生活の場として、快適かつ安全・安心な生活環境を確保するため、次のことをお守りください。

受診時の付添	外部の医療機関に緊急受診及び定期受診をされる時は、必ずご家族の付添をお願いします。また、緊急受診等で寿和苑職員が付添をしたときに交通費（タクシー等）が発生した場合は、ご負担いただきます。
来訪・面会	面会時間 8:30 ～ 17:30（緊急時等、やむを得ない場合には、この時間以外での対応を検討いたします。） 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 感染症対応等のため、種々の制限をさせていただくことがございます。
外出・外泊	外出・外泊の際に必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。 感染症対応等のため、種々の制限をさせていただくことがございます。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがございます。
喫煙・飲酒 迷惑行為等	原則、禁酒・禁煙になっています。 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。 また、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
入院中のベッド	利用者が入院されている場合、そのベッドを短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者が使用することがございます。
利用者及び面会者の 持込み制限	持込みを制限させていただく物品等 飲食物・タバコ・お金・その他危険物 ※持込みされた飲食物は、面会時にご家族と飲食してください。 その時に残った飲食物は、必ずご家族がお持ち帰りください。
宗教活動・政治活動	他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 1.2. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 1.3. 非常災害時の対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、採るべき措置についてあらかじめ、防災・避難に関する計画・マニュアルを作成し、1年に2回必要な訓練を実施します。

## 1.4. 事故発生時の対応

- (1) 寿和苑は、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに行政機関及び身元引受人等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。  
また、発生した事故の原因を解明し、再発防止対策を講じます。
- (2) 寿和苑は、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、寿和苑の責に帰さない場合はこの限りではありません。

## 1.5. 身体拘束の禁止

利用者に対する身体拘束は行いません。ただし、やむを得ず身体拘束をさせていただく場合には、「特別養護老人ホーム寿和苑 身体拘束等適正化指針」に規定された手続きに従い、身体を拘束する等の処置を行う場合があります。

## 1.6. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 17. 守秘義務に対する対策

寿和苑及び従業者は、業務上知り得た利用者及び身元引受人等の秘密を保持します。また、退職後においてもこれを保持する旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 18. 苦情等申立窓口

寿和苑のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、下記に記載の窓口へお気軽にご相談下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

#### (1) 寿和苑における苦情の受付

- ① 受付窓口 (生活相談員) 廣瀬了造 加藤宗彦
- ② 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
- ③ 連絡先 0575-46-1131

#### (2) 公的機関の苦情受付機関

- ① 岐阜県運営適正化委員会 (連絡先) 058-278-5136
- ② 岐阜県国民健康保険団体連合会 (連絡先) 058-275-9826
- ③ 関市役所 高齢福祉課 (連絡先) 0575-23-7730

#### (3) 苦情処理第三者委員 公平中立な立場で苦情を受け、相談いただける委員です。

- ・ 浅野 典之 (連絡先) 0575-46-3128
- ・ 中島 寛孝 (連絡先) 058-246-2765
- ・ 武藤 壽 (連絡先) 058-264-7887

### 19. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 俊愛会 乾 医院
所在地	岐阜県関市武芸川町高野 590-1
電話番号	(0575) 46-2017

医療機関の名称	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院
所在地	岐阜県山県市高富 1187-3
電話番号	(0581) 22-1811

医療機関の名称	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院
所在地	岐阜県関市若草通5丁目1番地
電話番号	(0575) 22-2211

医療機関の名称	美濃市立 美濃病院
所在地	岐阜県美濃市中央4丁目3番地
電話番号	(0575) 33-1221

医療機関の名称	医療法人 歯っぴー えんどうインプラント矯正歯科クリニック
所在地	岐阜県関市西本郷通2丁目2番17号
電話番号	(0575) 24-6900

医療機関の名称	医療法人 JION あいデンタルメディカルクリニック
所在地	岐阜県関市山田979番地1
電話番号	(0575) 29-7771

## 20. 損害賠償について

寿和苑において、寿和苑の責任により利用者に生じた損害については、寿和苑は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、

利用者または身元引受人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

寿和苑は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者または身元引受人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、寿和苑が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者または身元引受人が、寿和苑及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## 21. 情報提供

サービス担当者会議等において利用者及びそのご家族の個人情報を用いる場合があります。また、医療、福祉関係機関等に情報提供を行う場合があります。

## 22. 介護職員による医療的ケア

寿和苑では、医療的ケア（痰吸引、胃瘻による経管栄養等）が必要な利用者に対し、医師や看護との連携の下で、必要時に介護職員も医療行為の一部を行います。ただし、常時の対応はできません。

## 23. 第三者評価の実施状況

寿和苑では、第三者評価は実施しておりません。



指定介護老人福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

(説明者) 特別養護老人ホーム 寿和苑  
生活相談員  
氏 名

㊞

私は、本書面に基づき上記の職員から重要事項について説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

年 月 日

(利用者) 住 所  
氏 名

㊞

私は、利用者の意思を確認したうえで、上記署名を代行しました。

年 月 日

(身元引受人) 住 所  
氏 名  
続 柄 ( )

㊞

※ 附則 この説明書は、令和 6年 8月 1日より施行させていただきます。  
この説明書は、令和 6年 11月 1日より施行させていただきます。